

平成19年第1回

上里町議会定例会会議録

第2号

3月7日(水)

## 平成19年第1回上里町議会定例会会議録第2号

---

平成19年3月7日(水曜日)

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 7 町長提出議案第 1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例について
- 日程第 8 町長提出議案第 2号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条  
例について
- 日程第 9 町長提出議案第 3号 上里町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第10 町長提出議案第 4号 上里町体育施設設置及び管理条例等の一部を改正す  
る条例について
- 日程第11 町長提出議案第 5号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用  
弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 町長提出議案第 6号 上里町副町長の定数条例について
- 日程第13 町長提出議案第 7号 上里町長、助役及び収入役の給与等に関する条例の  
一部を改正する条例について
- 日程第14 町長提出議案第 8号 上里町長、助役及び収入役の給与等の特例に関する  
条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 町長提出議案第 9号 上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条  
例の一部を改正する条例について
- 日程第16 町長提出議案第10号 上里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する特  
例条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 町長提出議案第11号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用  
弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 日程第18 町長提出議案第12号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一  
部を改正する条例について
- 日程第19 町長提出議案第13号 上里町墓地、埋葬等に関する法律施行条例について

- 日程第 2 0 町長提出議案第 1 4 号 埼玉県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 2 1 町長提出議案第 1 5 号 本庄上里学校給食組合規約の変更について
- 日程第 2 2 町長提出議案第 1 6 号 上里町道路線の廃止について
- 日程第 2 3 町長提出議案第 1 7 号 上里町道路線の認定について
- 日程第 2 4 町長提出議案第 1 8 号 平成 1 8 年度上里町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 2 5 町長提出議案第 1 9 号 平成 1 8 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 6 町長提出議案第 2 0 号 平成 1 8 年度上里町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 2 7 町長提出議案第 2 1 号 平成 1 8 年度上里町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 8 町長提出議案第 2 2 号 平成 1 8 年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 9 町長提出議案第 2 3 号 平成 1 8 年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 3 0 町長提出議案第 2 4 号 平成 1 8 年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 1 町長提出議案第 2 5 号 平成 1 8 年度上里町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

出席議員（13人）

1番	高橋正行君	2番	斉藤邦明君
3番	納谷克俊君	4番	中島美晴君
5番	荒井肇君	6番	新井實君
7番	関本学太郎君	8番	高橋仁君
9番	伊藤裕君	10番	根岸晃君
11番	桜井彪君	13番	桜井正君
14番	小暮敏美君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	助役	山下精治君
教育長	山下武彦君	総務課長	斉藤憲治君
総合政策課長	高野正道君	税務課長	植原育雄君
町民環境課長	関根信夫君	福祉こども課長	阿部甚一君
健康保険課長	小暮昇三君	まち整備課長	赤見省三君
産業振興課長	橋爪重雄君	下水課長	渋沢秀実君
人権共生課長	戸矢三樹男君	学校教育課長	斉藤直君
生涯学習課長	飯塚邦男君	指導室長	木村和夫君
会計課長	萩原潤君	水道課長	久保勉君
図書館長	柴崎久男君	参事	黒沢久夫君
参事	高野恒由君	参事	塚越純子君

事務局職員出席者

事務局長	矢沼秀夫	次長	木村隆之
------	------	----	------

開 議

午前 9 時 5 分開議

議長（小暮敏美君） ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（小暮敏美君） 昨日の本会議終了後、議会運営委員会が開催され、委員長・副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長に関本学太郎議員、同副委員長に斉藤邦明議員、以上のとおりであります。

日程第 7 町長提出議案第 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第 7、町長提出議案第 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 議案第 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

提案理由でありますけれども、地方自治法の改正により、助役の名称変更並びに収入役制度の廃止並びに吏員の名称変更に伴い、所要の改正を行いたく本案を提出するものであります。

内容でありますけれども、最初に上里町長、助役及び収入役並びに上里町議会の議員の政治倫理条例の一部を改正する条例であります。第 1 条が上里町長、助役及び収入役並びに上里町議会の議員の政治倫理条例の一部を次のように改正するというところでございまして、題名中、「、助役及び収入役」を「及び副町長」に改めるということで、題名を変えたということでございます。第 1 条中とありますけれども、これは目的をうたったものでございまして、その部分の名称の改正をしたいということでございます。第 7 条中でありまして、これは審査請求の関係でございまして、その部分の名称変更をさせていた

できます。第8条中につきましては、審査委員会の設置があるわけでございますけれども、その部分の名称の変更をいたしたいということでございます。

次に、上里町副収入役設置及び定数に関する条例を廃止する条例であります。第2条関係でありますけれども、上里町副収入役設置及び定数に関する条例は、廃止するということになるわけでございます。

次に、上里町特別職報酬等審議会条例の一部改正でありまして、第3条の上里町特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正するというところでございまして、第2条中に所掌事務があるわけでございますけれども、その「、助役及び収入役」については「及び副町長」に改める。先ほど申し上げましたとおり、収入役は廃止になりますので、その部分が削られているということでございます。

次に、上里町一般職員の旅費に関する条例の一部改正でございまして、第4条、上里町一般職員の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。第8条中につきましては請求手続きの関係があるわけでありまして、その項中の「収入役」を「会計管理者」に改めるということでございます。

次のページでございしますが、上里町税条例の一部を改正する条例でございまして、第5条、上里町税条例の一部を次のように改正する。第2条第1号中につきましては、用語の定義が書いてあるわけでございますけれども、その「町吏員」を「町職員」に改めるということでございます。

それから、上里町印鑑条例の一部を改正する条例でございまして、第6条、上里町印鑑条例の一部を次のように改正するというところでございます。第16条関係につきましては、事実の調査があるわけでございますけれども、「当該吏員」を「当該職員」に改めたということでございます。

次に、上里町道路管理条例の一部改正でございまして、第7条、上里町道路管理条例の一部を次のように改正する。第10条関係でございまして、これも道路管理者の監督処分の関係がうたわれているわけでございますけれども、「吏員」を「職員」に改めるということでございます。

次に、上里町認可地縁団体印鑑条例の一部改正でございまして、上里町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正するという内容でございまして、第12条関係につきましては事実の調査という部分があるわけでございますけれども、そのところの「当該吏員」を「当該職員」に改めるということでございまして、一連の地方自治法の改正によりまして、それら

に伴う用語の整理であるのご理解をいただきたいと思うところでございます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

〔以下、上程中の議案について

助役 山下精治君補足説明〕

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 第2条についてお聞きしたいわけでありまして、それから第4条にもかかわることであるかと思っておりますけれども、要するに第2条は副収入役を置かないということになるわけですが、今まで会計課の職員は収入役部局で、町長部局ではなかったわけですが、この条例改正によって副収入役は置かないで会計管理者になりますと、会計管理者は町長になるということになるのかどうか。収入役部局は置かないのかどうか。会計管理者はだれになるのか、その点についての説明をお願いします。

議長（小暮敏美君） 助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 地方自治法の改正によりまして、今までの収入役としての立場の経緯を見たときに、今の状況であります収入役を設置そのものが、今の事務の内容からして置く必要はないだろうという見解のもとに、今回、収入役制度が廃止されたわけですので、それに伴って会計管理者、これは職員でございますけれども、会計管理者が置かれるということになるわけでありまして、それらに伴って、部局としては長の関係する人事であるのご理解をいただきたいと思っております。

議長（小暮敏美君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 要するに、会計課の職員は今度は町長部局になるのかどうか。先ほどの説明ですと、町長部局になるという説明でありました。

もう1点、会計管理者は町長が職員を指名するのかどうか。4月1日に施行になりますけれども、会計管理者はだれを充てるのか。また、会計課の職員は町長部局になるのかどうか、その辺を再度確認させていただきたいと思っております。

議長（小暮敏美君） 助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 会計管理者は一般職でございますので、町長の任命であるということでご理解をいただきたいと思います。当然、その指揮下に入ってくるということでございます。

議長（小暮敏美君） 総務課長。

〔総務課長 齊藤憲治君発言〕

総務課長（齊藤憲治君） 会計管理者につきましては、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから命ずるということでございますので、町長部局だということでご理解しております。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 地方自治法の改正に伴いまして、助役が副町長、収入役を会計管理者ということの理解だと思っておりますけれども、職務権限というのは名前が変わっただけで、そのままのものが引き継がれるということによろしいのでしょうか。

議長（小暮敏美君） 助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 助役が副町長になるという名称の変更でございますけれども、内容的に変わるものはないわけでありまして。ただ、長が副町長に特別な事項について委任することができるということでございます。政策立案とか、そういう関係についてすることができるという形になっているわけでありまして。最近、新聞に出ております秩父市の状況を見ますと、副市長に契約関係で町長にかわってできる権限を与えたということが出ていますけれども、一般的な町村ではそこまでの必要はないと理解をしております。通称は助役で結構だという解釈もございますので、法律はそういう名前になりますけれども、一般的には何ら変更はないとご理解いただきたいと思います。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 会計管理者につきましては、責任問題とかはどのように変わるのですか。収入役のものを全く引き継ぐわけではなくとも、勉強不足で申しわけないのですけれども、ご説明をお願いいたします。

議長（小暮敏美君） 助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 基本的に、今回の場合につきましては、会計管理者につきましては一般職の者でございますから、町長の権限下に入ることですから、その上には当然、助役、町長がいるとご理解いただきたいと思います。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第2号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
について

議長（小暮敏美君） 日程第8、町長提出議案第2号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 議案第2号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。上里町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することとございまして、第8条第3項中でございますけれども、これは扶養手当の関係をうたったものでございます。項中の「のうち二人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改め、「、その他扶養親族については一人につき五千元」を削るということとでございます。

ご承知のとおり、扶養親族につきまして、配偶者は1万3,500円、配偶者以外の扶養については2人までは6,000円、その他の親族については5,000円という形になっておったわけでございますけれども、今回の改正によりまして1人につき5,000円の部分がございませんので、以降、6,000円になるということの内容であります。

この提案理由でありますけれども、人事院勧告に伴いまして職員手当のうちの扶養手当について、所要の改正をいたしたく本案を提出するものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げる次第であります。以上です。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第2号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第3号 上里町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第9、町長提出議案第3号 上里町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 議案第3号 上里町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する

条例についてであります。

提案理由でありますけれども、組織及び役員の任期規定並びに会議開催規定等の所要の改正をいたしたく、本案を提出するものでございます。

これにつきましては、上里町青少年問題協議会設置条例の一部を次のように改正するというところでございまして、第3条を次のように改めるというところでございます。第3条関係につきましては組織でございまして、協議会は、会長及び委員25人以内で組織するというところでございまして、これにつきましては今までの条例では若干名ということになっておりまして、人数の明確な規定がございませんでしたので、今回、25名以内という形で組織の変更をさせていただいたというところでございます。

それから、第2条関係につきましては、文言の整理をさせていただいたというところでございます。それから、2、3につきましては変わりございません。第4条の次に1項を加えるというところでございまして、3、関係役職にあるために委員になった者がその役職を去ったときは、委員を退任したものとするというところでございまして、ここではっきり役職で出られた方につきましては、その役が終わればかわりを出していただくということで、明確にさせていただいたというところでございます。

次に、第7条関係でございますけれども、これは会議の関係をうたってあるわけでございますけれども、その中の1、2は変わりございません。3のところでございますけれども、追加をさせていただきました。協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによるというところで、会議の中の審議の経過をきちんとするために明確化をさせていただいたという内容が主たるものでございますので、ご理解をいただきたいと思いますというところでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第3号 上里町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第4号 上里町体育施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第10、町長提出議案第4号 上里町体育施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 議案第4号 上里町体育施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、上里町体育施設設置及び管理条例の一部改正、それから上里町公民館設置及び管理条例の一部改正、それから上里町立図書館設置及び管理条例の一部改正、それから上里町立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例であります。

この条例の提案理由でございますけれども、新行財政改革推進プランに基づき附属機関の見直しの一環として、施設の運営審議会及び協議会を廃止するため、所要の改正をいたしたく本案を提案するものでございます。

先ほど申し上げましたとおり、上里町体育施設設置及び管理条例の一部改正の中の第10条に運営委員会の条項があるわけでありましてけれども、これを削り、1号ずつ繰り上げをするというところでございます。

次の上里町公民館設置条例及び管理条例の関係につきましては、第7条関係、運営審議会及び審議会委員という条項があるわけでありましてけれども、この部分を削らせていただき、その後の条文を繰り上げていくということでございます。

それから、上里町立図書館設置及び管理条例の一部改正の関係でございますけれども、これも第7条、図書館の審議会があるわけでありましてけれども、これを削らせていただい

て以下同文の繰り上げをさせていただくということでございます。

それから、上里町立郷土資料館設置及び管理条例の関係につきましても、第7条関係につきましても運営審議会が記載されているわけでございますけれども、この部分を削り、第8条から以下を繰り上げるということでございます。この関係につきましても、各館の所要の問題が出たときには、社会教育委員の中で協議をしていただくということで、今回の改正をさせていただいたということでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

8番高橋仁議員。

〔8番 高橋 仁君発言〕

8番（高橋 仁君） 本議案は、今までの行革プランにのっとなって新しくするということで、各種の運営委員会及び協議会を廃止し、社会教育委員でやるということですが、これによってどのくらい数字的に進むものか、わかりましたらご説明をお願いしたいと思います。

議長（小暮敏美君） 助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 今、お話がございましたとおり、新行財政改革プランがあるわけでありまして、これに基づいて今回、審議会、委員会等を廃止させていただくということで、次の条例の中で廃止等もあるわけでございますけれども、金額は16万6,000円でございます。体育施設運営協議会が10人、公民館運営審議会が16人、図書館協議会が5人、郷土資料館協議会が5人でございます。今までの予算計上からいきますと1回程度の予算計上がされているわけでございます。全体で16万6,000円程度の減額になるであろうと見ているところでございます。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第4号 上里町体育施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第5号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第11、町長提出議案第5号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 議案第5号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由でありますけれども、行政改革の推進に伴い、年額報酬から日額報酬への切り替え及び施設運営審議会等の廃止により、所要の改正をいたしたく本案を提出するものでございます。

別表中でありますけれども、最初の10ページでございますが、この中の国民健康保険運営協議会の年額報酬を、左にあるような形の日額に変更いたしたいということでございます。次に11ページでありますけれども、社会教育委員の年額につきまして、これを日額に改めたいということでございます。それから、次に体育施設等々があるわけでございますけれども、体育施設運営審議会、それから図書館、それから郷土資料館等につきましては、以下のような形で削るということで、その分については水道と産業医だけが残っていくということをご理解いただきたいと思います。先ほどの条例で制定させていただいたということで、廃止させていただくということでございます。

年額から日額に改正されたことによりまして、大体42万4,000円程度の減額がなされるであろうと見ているわけでございます。固定資産評価員というのは私がやっておりますので、これは支出されておられませんので、これは除外させていただくということでご理解をいただきたいと思っておりますのでございます。

以上のような内容でございますので、慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償を年額報酬から日額報酬に変えるという提案でありますけれども、会議は年間どのくらい開かれておられるのか。固定資産評価審査委員会、そして国民健康保険運営協議会、あるいは社会教育委員会等の年間の会議日数について説明願います。

議長（小暮敏美君） 総務課長。

〔総務課長 齊藤憲治君発言〕

総務課長（齊藤憲治君） 固定資産評価委員につきましては、二、三回程度でございます。

議長（小暮敏美君） 助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 国民健康保険運営審議会の関係でございますけれども、担当課長がおりませんけれども、大体、議会が開催され、補正予算が提出されるときには開催されますので、4回、5回ぐらいはあるだろうと見ております。

議長（小暮敏美君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 飯塚邦男君発言〕

生涯学習課長（飯塚邦男君） 社会教育委員の会議につきましては、年2回と決まっております。そのほかに、臨時で開くということもできます。

以上です。

議長（小暮敏美君） 図書館長。

〔図書館長 柴崎久男君発言〕

図書館長（柴崎久男君） 図書館協議会につきましては、平成18年度は2回実施いたしました。

議長（小暮敏美君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） ただいまの説明ですと、大体、そのときの会議が二、三回、あるいは四、五回ということではありますが、固定資産評価審査会は固定資産の評価に対する異議申請が出た場合に、それを異議申請について審議するわけではありますが、評価員は助役ということで実際には支払われていない。年に二、三回開かれるのならば年額報酬よりも少ないわけですが、10回、20回開かれれば年額報酬が多くなりますけれども、そういうときに開かれるということで、必要なときに開かれるわけですから、日額報酬でもいいのではないかと思います。

また、国保運営協議会についても、今度は会長、委員、全部同額で日額報酬ということになるわけですが、今まで会長は3万8,000円、委員2万8,000円、1万円からの開きがあったわけですが、これを一律に日額報酬にする。年に四、五回開かれているようですが、これも国保運営について大事な協議をし、町長に答申していると思いますけれども、日額報酬にすることによって経費が節約できるという提案がありますが、会長と委員を同じ額にしたのはどういう理由があるのか。また、図書館協議会委員、あるいは郷土資料館協議会も年2回程度開かれているようですが、今度はこれをなくすという提案ではありますが、その辺の説明を再度お願いいたします。

議長（小暮敏美君） 助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 国民健康保険運営審議会の会長、それから委員を同額にしたということですが、職務の内容からいってそう大きな差がないだろうということですので、これは同一にさせていただいたということですが、国保運営委員会そのものも、必要に応じた中で開催されるということですが、日常的な部分はあまりないわけですので、そういう取り組みをさせていただいたことをご理解いただきたいと思います。

それから、前の条例で廃止させていただいた関係ですが、おのこのところで報告程度の委員会を開催されてきたわけですが、その程度であれば、社会教育委員会の中で社会教育法に基づいた中で総括的な社会教育委員会で十分足りていること

の中から、今回、廃止させていただいたということでございますので、よろしくお願い致します。

議長（小暮敏美君） 暫時休憩します。

午前 9 時 3 8 分休憩

午前 1 0 時 2 0 分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（小暮敏美君） 桜井正議員に対するの答弁漏れがございましたので、答弁をいたさせます。

図書館長。

〔図書館長 柴崎久男君発言〕

図書館長（柴崎久男君） 図書館につきましては、先ほど説明させていただきましたが、郷土資料館協議会委員会ですけれども、年度内に 1 回開催する予定で日程の調整をしております。よろしくお願いいたします。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

1 3 番桜井正議員。

〔1 3 番 桜井 正君発言〕

1 3 番（桜井 正君） 再度お聞きしたいのですけれども、この提案によりますと国民健康保険運営協議会、今まで会長が年額 3 万 8 , 0 0 0 円、委員が年額 2 万 8 , 0 0 0 円でありましたものを、今度の改正で会長も委員と同額の日額報酬にして 3 , 6 0 0 円にするという改正案でありまして、行政改革をこのように改革することによって、年額 4 2 万 4 , 0 0 0 円の削減ができるという提案であります。今、国保会計が厳しいという議論がされており、その理由としては滞納が増えている。また、それをフォローするために一般会計からの繰り入れもやっているということが議会のたびに提案されているわけですが、国保運営協議会は国民健康保険会計についても運営されて、町長の方に答申されていると思うのですけれども、こうした国保会計の厳しさ、医療保険の問題、それから滞納の問題、一般会計からの繰り入れの問題、こうした多岐多様にわたることについて議論されていると思うわけですが、そういう中で会長の責任も重大であるし、委員の責

任も重大であるわけですが、そうした多岐多様な議論をこれからもますますしていかなければならないと思うわけです。

先ほどの説明ですと、議会の前に開く、補正予算の前に開くという説明があったわけですが、それだけでは済まないのではないのか。これから、ますますそうしたものを充実していかなければならないのではないのか。また、審議会委員の定数も減らされたようでもありますので、個々の委員の任務も大変ではないだろうかと思うわけでもあります。よって、今まで年四、五回開かれたようですけれども、これからはそうはいかないだろう。日額報酬 3,600 円と安くなるけれども、仕事はもっと増えるのではないかと思いますけれども、それについてどう対応するのか。もっと、そうした問題について考えてもらう、対応をしてもらう必要があるのではないかと思います。それについてどう考えておられるのか。

もう 1 点は、先ほどの議案第 4 号で削除されましたが、公民館運営協議会、あるいは図書館協議会、郷土資料館協議会、こうした委員はなくして、社会教育委員会の中でやっていくという説明があったわけですが、社会教育委員会においても年額 2 万 3,000 円から日額報酬 3,600 円にしていく。年間二、三回しか開かれていないという説明があったわけですが、こうしたものを議論していくとなると、今まで必要だからということで図書館協議会委員、あるいは郷土資料館協議会委員を設置して議論してきたと思うのですが、そうした問題は社会教育委員が兼任しているから、社会教育委員会の中で議論をしてもらうという提案理由の説明でありましたが、そうなりますと年間 2 回から 3 回開かれている社会教育委員会を 2 回か 3 回では済まないだろう。もっと回数も開いてもらい、内容ももっと幅広く議論してもらわなければならないだろうと思いますが、これについて社会教育委員会の活動内容、そうした問題について今後どう対応していくのか。ただ予算を減らせばいい、額を減らせば行革なのだと。行革は、予算を減らすだけが行革ではないと思うのです。むだを省いて、必要なものは増やしていくのが行政改革ではないかと思うのですが、ただ日額報酬を減らし、年額報酬を日額に変えて予算を減らして、42 万円削減できたから、上里町の行政改革はこれが成果だというのは違うだろうと思います。行政改革が先にあって、予算削減が先にあって、内容は後から考えるのは順序が逆ではないかと思いますが、その辺についての説明を再度お願いいたします。

議長（小暮敏美君） 助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 今、桜井議員の方からご指摘いただいたわけでありますけれども、新行政改革推進プランを策定する中で、議論をされてきた中でこういう方向がよろしいでしょうという意見をいただいて、このような形をとらせていただいたわけでありますけれども、最初の国民健康保険運営審議会の関係でございますが、ご指摘のとおり、国保を取り巻く環境は非常に多岐多様にわたって、また難しい問題もあるわけであります。そういう意味で、この会議につきましては必要に応じて開くということでございますが、これからも内容的に変わるものではございませんので、今までの年額報酬を日額報酬にしたということだけの内容でございますから、運営協議会の中で先ほどのご指摘の点は議論を十分していただく必要があれば、何回でも開くことも必要でしょうし、決してそれを避けているわけではございませんので、その点をご理解をいただきたいと思うところでございます。

それから、先ほど条例改正がされたわけでございますけれども、これも決して削ったからこのままでいいということではございませんので、やはり社会教育委員の中の職務の中で、一括した中でご議論をいただいて、よりよい方向づけを出していただくということは大事なことですけれども、個々に一つ一つ開くよりも、まとめてそれらを十分審議していただくということが効率的な運営につながるだろうと思うわけであります。そういう意味では、決してその内容を軽く見ていく内容ではないということでございます。社会教育法の第16条に、社会教育委員の職務があるわけでございますが、社会教育委員は社会教育に関して教育長を経て教育委員会に助言ができる。次の事項ができるということの中に、社会教育に関する諸計画を立案するというのもございますので、その中で十分ご議論をいただいて、いろいろ提案をしていただければありがたいと考えております。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） ただいま社会教育法に基づく社会教育委員の位置づけのお話があったのですが、各種審議会、協議会というのは、その都度、協議事項や審議事項があるときに開くから日額というのは理解できるのですけれども、社会教育委員に関しましては社会教育委員会議があるときだけが社会教育委員の仕事ではないと思うのです。そういうことから考えますと、日額というよりは今までどおり年額の方が、社会教育委員の本来のあり方としてはふさわしいのではないのかと思うのですけれども、会議があるときだけが社会教育委員の仕事ではないということで、その辺はどのようなお考えを持っているのか、

お伺いいたします。

議長（小暮敏美君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 飯塚邦男君発言〕

生涯学習課長（飯塚邦男君） 社会教育委員の会議につきましては、定例で年2回ということになってございますけれども、平成19年度につきましては廃止された協議会がございますので、その分の関係もございますので、臨時にできるということで、5回程度の会議を予定して当初予算に計上させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 質問の趣旨は、社会教育委員会議がもたれるときだけが社会教育委員の本来求められている活動ではないということから、今まで年額報酬だったと思うのです。それを、行財政改革の一環ということによって日額に変えるというのが理解できないので、その辺をどのように考えているのか。普段の年間を通しての活動というものが、その中でいろいろ思われたことが社会教育委員会議の中に出てくると思うので、そういうことからすると年額報酬の方が社会教育委員にはふさわしい報酬の体系だと思うのですが、なぜ日額報酬にするのかという部分をお伺いしたいと思います。

議長（小暮敏美君） 助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 社会教育法の世界教育委員の職務というところにあるわけでありまして、第2条に定時、または臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べるができるということになっておるわけでありまして、この定時的、または臨時に会議を開くときのためであるにご理解いただきたいと思います。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第5号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する

る条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 町長提出議案第 6 号 上里町副町長の定数条例について

議長（小暮敏美君） 日程第 1 2、町長提出議案第 6 号 上里町副町長の定数条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 議案第 6 号 上里町副町長の定数条例について。地方自治法第 16 1 条第 2 項の規定に基づき、副町長の定数を 1 人とする。附則でありますけれども、この条例は平成 1 9 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。

提案理由でありますけれども、地方自治法の改正に伴い、副町長の定数について条例制定が必要となったため、本案を提出するものでございます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 6 号 上里町副町長の定数条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 町長提出議案第 7 号 上里町長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第 13、町長提出議案第 7 号 上里町長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 議案第 7 号 上里町長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。上里町長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を次のように改正するということでございまして、提案理由といたしましては地方自治法の改正により、助役の名称変更及び収入役制度の廃止に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出するものであります。

第 1 条中の「、助役及び収入役」を削りまして、「及び副町長」に改めるということでございます。第 3 号中でございますけれども、これにつきましても名称の変更をさせていただくということでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 7 号 上里町長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 町長提出議案第 8 号 上里町長、助役及び収入役の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 5 町長提出議案第 9 号 上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 6 町長提出議案第 1 0 号 上里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について

日程第 1 7 町長提出議案第 1 1 号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について

日程第 1 8 町長提出議案第 1 2 号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第 1 4、町長提出議案第 8 号 上里町長、助役及び収入役の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、日程第 1 5、町長提出議案第 9 号 上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、日程第 1 6、町長提出議案第 1 0 号 上里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件、日程第 1 7、町長提出議案第 1 1 号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件、日程第 1 8、町長提出議案第 1 2 号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、以上 5 件を会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。なお、議案第 8 号から第 1 2 号までの説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 議案第 8 号 上里町長、助役及び収入役の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について。上里町長、助役及び収入役の給与等の特例に関する

条例の一部を次のように改正するという事になっているわけですが、提案理由でありますけれども、地方自治法の改正に伴う助役の名称の変更及び収入役制度の廃止並びに行政改革の推進、財政負担の軽減のため、上里町長及び副町長の給与等の特例を設けたく本案を提出するものであります。

題名中でありますけれども、「、助役及び収入役」を「及び副町長」という形で名前の呼称を変えさせていただくということでございます。第1条及び第2条中にあります内容につきましても、同じく名称の変更をさせていただくものであります。それから、附則で、これは給与の減額になるわけでありますけれども、引き続き「平成19年3月31日」から「平成20年3月31日」までに改めるということで、継続させていただくということでございます。これは、ご承知のとおり新行政改革推進プラン、平成19年度の推進事項について決定された事項でございます。その中の定員管理及び給与の適正化というのがあるわけですが、その2で給与の適正化の中に町長及び教育長の給与の削減を平成19年度についても継続するというところでございますので、それに基づいて今回の提案をさせていただいたものであるということでご理解を賜りたいと思うところでございます。

次に、議案第9号 上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を次のように改正するというところでございまして、先ほど申し上げましたとおり、「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」まで継続させていただくということでございまして、施行は4月1日からであります。提案理由でありますけれども、行政改革の推進及び財政負担の軽減のため、上里町教育委員会教育長の給与等の特例を継続したく本案を提出するものであります。

次に、議案第10号 上里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例であります。上里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を次のように改正するというところでございまして、附則第2項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」まで継続をいたしたいということでございまして、条例の施行は平成19年4月1日からということでございます。この提案理由でありますけれども、行政改革の推進及び財政負担の軽減のため、上里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に引き続き特例を継続いたしたく、本案を提出するものであります。

次に、議案第11号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する

る特例条例の一部を改正する条例でありまして、上里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を次のように改正するということをございまして、附則第2項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改めるということをございます。非常勤に対する日当についても継続させていただくということをございまして、この条例は4月1日から施行するものであります。提案理由でありますけれども、行政改革の推進及び財政負担の軽減のため、上里町特別職の職員で非常勤のもの費用弁償等及び日当について、特例を継続いたしたく本案を提出するものであります。

次に、議案第12号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を次のように改正するということをございまして、第1条中の「上里町長、助役、収入役及び教育長」を「上里町長、副町長及び教育長」に改めるということをございます。附則では、日当についての関係でありますけれども、「平成19年3月31日」から「平成20年3月31日」まで延長するということをございまして、これも4月1日から施行ということをございます。提案理由でありますけれども、行政改革推進のため、上里町長、副町長及び教育長並びに職員の日当について、引き続き特例を設けたく本案を提出するものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 提案されました議案第8号については、町長及び副町長、現助役の給料を20%カットであります。この額が20%をカットすることによって幾らになるのか。そして、次の議案第9号については、教育長の給料を15%カット、1年間延長であります。これは幾らになるのか。また、議案第10号については、議員の費用弁償カット、1年間で幾らになるのか。また、議案第11号については非常勤特別職、区長であるとか、その他の役職者の費用弁償のカットであります。これは幾らになるのか。また、議案第12号については、旅費の日当のカットは幾らになるのか、それぞれ額の説明をお願いいたします。

議長（小暮敏美君） 総務課長。

〔総務課長 齊藤憲治君発言〕

総務課長（齊藤憲治君） 3役につきまして、ご説明申し上げます。

町長につきましては、月額15万4,000円、助役につきましては12万8,000円、教育長につきましては9万300円の削減となりまして、給与全体では年間643万3,000円の減になるということでございます。

また、引き続き収入役は置かないということでございますので、その経費として1,027万円が削減になるということでございます。

議長（小暮敏美君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 高野正道君発言〕

総合政策課長（高野正道君） 議案第10号の議会の議員の費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例の中の具体的な費用の効果でございますけれども、議会議員の費用弁償についてはおおむね63万円程度でございます。

続きまして、議案第11号の特別職の関係の費用弁償でございますけれども、平成19年度についても継続ということで415万4,000円程度、並びに関連ということで町の開発公社、土地改良等の関連団体を含めると、関連団体については119万9,000円ということでございます。

次に、議案第12号の職員の関係の日当の関係でございますけれども、職員の日当の関係については326万7,000円でございます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第8号 上里町長、助役及び収入役の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第9号 上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第10号 上里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第11号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第12号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 町長提出議案第13号 上里町墓地、埋葬等に関する法律施行条例につい

て

議長（小暮敏美君） 日程第19、町長提出議案第13号 上里町墓地、埋葬等に関する法律施行条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 議案第13号 上里町墓地、埋葬等に関する法律施行条例についてであります。提案理由でありますけれども、30ページであります。知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条の規定により、知事の権限に属する事務のうち、墓地、埋葬等に関する法律第10条、第18条第1項及び第19条の規定に基づく事務については、町において処理する事務となるため、許可等に係る基準等を定めたく本案を提出するものであります。

次に、内容に入らせていただきますが、1番は条例の趣旨であります。この条例は、墓地、埋葬等に関する法律第10条に規定する許可に係る墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という）の経営者、設置場所及び施設の基準その他必要な事項を定めるということでございます。

第2条につきましては、経営者の基準でございます。墓地等を経営しようとする者は、次に掲げるものでなければならない。ただし、町民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りではないということでございます。その1といたしましては、地方公共団体と定められております。これにつきましては、地方自治法第2条の地方公共団体又は同法第284条の一部事務組合が地方公共団体に当たるということでございます。次に、民法の関係でございます。第34条の規定により設立された法人ということでございます。これにつきましては、民法第34条の規定により設置された法人、公益法人、自己の所有地に設置する墓地等を永続的に経営しようとする目的で設置された財団法人等々であります。次に、宗教法人の関係でございますけれども、第4条第2項に規定する法人ということ、宗教法人法第4条第2項に規定する法律に基づき法人となった宗教団体を指すということでございます。

次に、第3条関係でありますけれども、設置場所等の基準でありまして、墓地等の設置場所は、次に掲げる基準等に適合するものでなければならない。ただし、町民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、

この限りでないということでございます。1といたしまして、河川又は湖沼から概ね20メートル以上離れていることということございまして、河川法に規定する河川、1級河川、2級河川でありますけれども、距離を規定した趣旨は災害等における墓地等の崩壊による死体又は焼骨の流出又は汚染を防止する目的で、宗教的感情及び公衆衛生の観点から規定したものであります。湿地帯等では、火炉塔への浸水、墓石の傾斜等の影響が想定されることから、墓地の用地としては支障があるためであります。

次に、公園、学校、保育所、病院その他の公共施設及び住宅から概ね100メートル以上離れていることということございまして、これについて公園は都市公園法の公園である。学校については、学校教育法の学校であるということでございます。保育所につきましては、児童福祉法の保育所を指しております。病院につきましては、医療法第1条の5、第1条第1項の病院、歯科医院を除くでございます。これらを指しているということでございます。その他の施設でございますけれども、その他の公共施設につきましては図書館法の図書館、博物館法の博物館、社会教育法の公民館を指すということでございます。

次に、第4条関係、施設の基準でございます。墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等を引き継いで経営しようとする場合であっては、町民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りではないということございまして、墓地についての基準、それから納骨堂の基準、火葬場の基準等が定められているわけでございます。おのおの基準に適合されるものでなければならない。

第5条関係につきましては、工事完了届等、第6条につきましては経営者の遵守事項になっているわけでございます。第7条は、委任でございます。

それから、施行期日でありますけれども、この条例は平成19年4月から施行することございまして、その以降、経過措置が掲載されているわけであります。新たな条例の制定ということになるわけありますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

〔 13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 提案されました墓地について、法律が施行されたので条例にするということでありまして、上里町の場合は多くは個人の墓地は少なく、ほとんどない。宗教法人が多いわけでありまして、その点は施行しやすくなると思っておりますけれども、ただ、お寺等で直接保育園をやっているというケースもあるわけですが、その辺は綿密に距離を測っていないけれども、同じ寺院の中に墓地があり、なおかつ保育園を営んでいる場合、どのように指導していくのか。

また、宗教法人がほとんどなのですけれども、境界には生垣等を設けることと、万年堀ではだめなのか。現実には道路が狭い中で、生垣が実際に設けられるのかどうか、そうした指導ができるのかどうか。町内の状況を見て、町で条例を可決して、そうした指導ができるのかどうか。また、これは町独自でつくるのではなくて、法律があって提案すると思うのですけれども、現実的な指導をどのようにしていくのか、その辺の説明をお願いいたします。

議長（小暮敏美君） 助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） この条例につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今まで知事の権限の中で行われてきたわけでありまして、権限委譲の関係で市町村におろされてきたということございまして、各市町村ともこういう形で引き継ぎをしているということございまして、たしか、埼玉県でもそれをしていないところが数少なくなってきたわけでありまして、そういうことで上里町も県の方からこれをしてくれということございまして、今回、権限委譲を受けることになったわけでありまして、あくまで、これは新たな設置をする場合にこの基準が適用されますということございまして、今まで設置されたものに対してこれを適用していくということではないわけでありまして、その辺をご理解いただきたいと思うわけでありまして。

それと、この条例の中にも、町民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地からも支障がないと認められる場合は、この限りではないということございまして、その辺の許容範囲の広さもうたわれていると思うわけでありまして。そういう意味で、ご理解をいただきたいと思うわけでありまして。

議長（小暮敏美君） 桜井正議員。

〔 13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） ただいまの助役の説明ですと、新たに墓地をつくる場合にということでもありますけれども、現実にあるものに対しては、この条例ができた以上、それに近づける努力はしないのかどうか。そうした指導は、今まであるものについてはいいのだ、新たにつくる場合に限ってということ、現在のものについては条例に近づけるような指導はしないのかどうか、再度説明をお願いします。

議長（小暮敏美君） 助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） この条例は、あくまでも新設されるものに対する条例ですから、当然、それはこの条例に基づいて指導することはできないだろうと思いますけれども、この条例の趣旨にある内容についての行政指導は、当然あるべきであろうと理解をしております。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第13号 上里町墓地、埋葬等に関する法律施行条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 町長提出議案第14号 埼玉県市町村総合事務組合格約の変更について

議長（小暮敏美君） 日程第20、町長提出議案第14号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 議案第14号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてあります。33ページ、提案理由でありますけれども、江南町を廃し、その区域を熊谷市に編入したこと、江南町を廃し、その区域を熊谷市に編入したことに伴い、荒川南部環境衛生一部事務組合及び熊谷地区消防組合が解散したこと並びに地方自治法の一部改正に伴い埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により本案を提出するものであります。

内容でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、市町村の合併の特例に関する法律第14条第1項及び地方自治法第286条第1項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するというところでございまして、それに伴う議決を求めますのでございます。

32ページでありますけれども、埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部を変更する規約があるわけでありまして、埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更するというので、第12条関係につきましては町と同様、「吏員」を「会計管理者」に改めるものでございます。以下、別表中の内容の改正であるということをご理解をいただきたいと思うわけでありまして、この規約は、許可のあった日から施行するというものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第14号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 町長提出議案第 1 5 号 本庄上里学校給食組合規約の変更について

議長（小暮敏美君） 日程第 2 1、町長提出議案第 1 5 号 本庄上里学校給食組合規約の変更についての件を議題といたします。

提案理由の前に、本件については地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 1 2 条の規定に基づき、本件に対する上里町教育委員会の意見を聞いたところ、異議がない旨の回答を得ていますので報告いたします。

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 議案第 1 5 号 本庄上里学校給食組合規約の変更について。地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、本庄上里学校給食組合規約を別紙のとおり変更することについて議決を求めるものであります。

提案理由でありますけれども、地方自治法の一部改正に伴い、本庄上里学校給食組合規約の変更について協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により本案を提出するものでございます。

3 5 ページの別紙でありますけれども、本庄上里学校給食組合規約の一部を変更する規約でございます。本庄上里学校給食組合規約の一部を次のように変更するということでございます。第 8 条見出し中「の方法」を削り、同条第 1 項中「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改め、同条第 3 項中「本庄市助役」を「本庄市副市長」に改めるということでございます。これらにつきましては先ほど内容の説明をさせていただいた地方自治法の改正によるものでございます。第 1 0 条関係は削られて、第 1 1 条関係では「吏員その他の」を「会計管理者及び」に改めるということでございます。次に、会計管理者は管理者が組合市町の会計管理者のうちから任命するものとするというただし書きができていますのでございます。これも 4 月 1 日から施行ということになっているわけでありす。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第15号 本庄上里学校給食組合規約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 町長提出議案第16号 上里町道路線の廃止について

日程第23 町長提出議案第17号 上里町道路線の認定について

議長（小暮敏美君） 日程第22、町長提出議案第16号 上里町道路線の廃止についての件、日程第23、町長提出議案第17号 上里町道路線の認定についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。なお、議案第16号及び議案第17号の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 議案第16号 上里町道路線の廃止についてであります。道路法第10条第3項の規定により、上里町道路線を別冊のとおり廃止するというものでございます。提案理由でありますけれども、払い下げ、路線変更及び土地改良事業に伴い、別冊のとおり路線を廃止いたしたく本案を提出するものであります。

次に、議案第17号 上里町道路線の認定についてであります。道路法第8条第2項の規定により、上里町道路線を別冊のとおり認定するというものでございます。提案理由でありますけれども、道路用地の寄附採納及び土地改良事業による路線変更に伴い、別冊のとおり路線を認定いたしたく本案を提出するものであります。

内容についてでありますけれども、廃止につきましては払い下げ、路線変更、上里西部

土地改良事業に伴い廃止をいたすものでありまして、主に上里西部土地改良事業に伴うものが主たるものであるとご理解いただきたいと思います。廃止件数は、44本になるわけでありまして。

それから、認定の関係でございますけれども、上里町西部土地改良事業位置指定道路の寄附採納により、新規認定を行ったものでございまして、この関係が34本となっているわけでございます。主に、土地改良事業の内容であるとお理解を賜りたいと思うところでございます。

次に、参考でございますけれども、平成17年度と平成18年を比較してみますと、道路路線の関係では昨年が2,253、本年度は2,243で10路線の減、それから道路延長につきましては12万3,420メートルの減、それから実延長では6万9,020メートルの減ということになっております。それから、道路の改良率の関係でございますけれども、平成17年度が77.01%、平成18年度は77.73%で、0.72%アップしているということでございます。それから、舗装率でありますけれども、昨年が67.48%、今年度は70.20%で、2.72%上がっているということでございますので、参考のためにご理解を賜りたいと思います。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第16号 上里町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第 17 号 上里町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小暮敏美君） 暫時休憩いたします。

再開は 1 時 30 分からといたします。

午前 11 時 15 分休憩

午後 1 時 30 分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 24 町長提出議案第 18 号 平成 18 年度上里町一般会計補正予算（第 6 号）  
について

議長（小暮敏美君） 日程第 24、町長提出議案第 18 号 平成 18 年度上里町一般会計補正予算（第 6 号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） ご提案申し上げました議案第 18 号 平成 18 年度上里町一般会計補正予算（第 6 号）について、説明申し上げます。

平成 18 年度上里町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。第 1 条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,025 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 71 億 5,943 万 3,000 円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。第 2 条については、地方債の補正ですが、地方債の変更は「第 2 表 地方債補正」によるものであります。第 3 条は、一時借入金の補正でありまして、

平成18年度の年度末に当たります今月末に資金の不足が5億円程度見込まれるため、水道企業会計より一時的に借り入れをする予定であります。そのために、一時借入金の最高額を2億円から5億円に変更したものであります。第4条につきましては、繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第3表 繰越明許費」によるものであります。

次に、2ページでありますけれども、第1表、歳入歳出予算補正でございます。1款の町税から21款の町債まででありまして、現予算に対しまして9,025万8,000円を追加し、71億5,943万3,000円とするものでございます。

次の3ページから4ページにかけてが歳出関係になるわけでございまして、2款の総務費から10款の公債費までで、歳入同様、現計予算に対しまして9,025万8,000円を追加し、71億5,943万3,000円とするものであります。

次の5ページは、地方債の補正であります。事業費の確定に伴いまして、起債額が確定したための補正であります。現計予算額5億5,110万円に対しまして、230万円を追加いたしまして、5億5,340万円とするものであります。

次に、6ページでございますけれども、繰越明許費であります。最初に、農林水産業費のアグリチャレンジャー支援事業補助金1億1,943万4,000円を翌年度に繰り越すものであります。建設予定地の地権者との調整や農地転用許可、開発許可申請などに日数を要したため、年度内完成ができなくなったため、繰り越しをするものであります。次に、土木費の古新田四ツ谷線整備事業は5,042万9,000円、翌年度へ繰り越すものであります。建物移転や地権者との交渉が難航したことにより、買収用地の引き渡しは翌年度になってしまったために繰り越しするものであります。次に、教育費の教育施設アスベスト調査業務委託事業費は609万円を翌年度に繰り越すものであります。平成18年9月に労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則が改正されまして、吹き付けアスベストの含有率が1%を超えるものから、0.1%を超えるものに変更になったため、早急に3月補正で対応するわけでございますが、成分分析が2カ月以上の期間を必要とすることから、繰越明許をいたすものでございます。

慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〔以下、上程中の議案について  
助役 山下精治君補足説明〕

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 説明書の25ページになりますけれども、道路新設改良費で工事請負費が4,500万円、道路新設改良事業4,810万円の減額になっておりますけれども、これはどこかをやる予定であったものが取りやめになったということなのか、その原因について説明をお願いします。

議長（小暮敏美君） 助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） これは、先ほど補正予算の中でまち整備課のところでご説明を申し上げたわけでありましてけれども、リバーサイドパークウェイ道路工事施工の関係の予算を当初予算に計上させていただいておりましたけれども、今の事業の中で実施できないということでございますので、その分の減額であるということでご理解を賜りたいと思いません。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第18号 平成18年度上里町一般会計補正予算（第6号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 町長提出議案第19号 平成18年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議長（小暮敏美君） 日程第25、町長提出議案第19号 平成18年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） ご提案申し上げました議案第19号 平成18年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

近年、急速な少子・高齢化や生活習慣病による医療の増大など、国保財政はかなり厳しくなっております。今回の補正は、2,248万3,000円を追加し、総額を26億1,616万8,000円にするものでございます。第1表、歳入歳出予算補正は、歳入7款、歳出4款の構成となっておりますのでございます。

その内容について、ご説明を申し上げたいと思います。歳入でございますが、国民健康保険税、総額が216万8,000円の増額であります。その内訳といたしまして一般被保険者国民健康保険税1,197万6,000円の減額、退職者医療保険者等国民健康保険税1,414万4,000円の増額補正になります。

次に、国庫支出金につきましては、総額2,421万9,000円の減額であります。確定に伴うものでありまして、その内訳といたしましては国庫負担金の療養給付費負担金の1,269万8,000円の減額、及び老人保健医療費拠出金の負担金2,247万4,000円の減額、及び介護納付金負担金の73万5,000円の増額、高額医療費共同事業負担金の38万7,000円の減額、また国庫補助金1,060万5,000円の増額であります。額の確定に伴うものでありまして、その内訳といたしましては普通調整交付金の財政調整交付金の119万3,000円の増額、老人保健医療費拠出金財政調整交付金の398万6,000円の減額、介護納付金財政調整交付金の896万3,000円の増額、それから特別調整交付金の443万5,000円の増額補正であります。

次に、療養給付費交付金の7,403万9,000円の増額であります。確定によるものであります。また、退職被保険者療養給付費及び療養費の増額補正によるものでございます。また、県支出金の県負担金、高額医療費共同事業費負担金38万7,000円の減額、県補助金、財政調整交付金1,675万5,000円の減額補正であります。額の確定によるものでございます。

次に、共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金の866万4,000円の減額並び

に保険財政共同安定化事業の交付金の2,507万3,000円の減額補正であります、額の確定によるものでございます。

次に、繰入金、他会計繰入金で2,065万2,000円の増額でございます。一般会計から繰り入れする職員給与費等繰入金55万4,000円の減額であります、総務費の一般管理費及び保険給付費の保健衛生普及費の補正に基づくもの。出産育児一時金繰入金140万円の増額であります、出産育児一時金の補正によるもの。また、財政安定化支援事業費繰入金の606万6,000円の増額は、国保財政の健全化に向けた一般会計からの繰り入れによるもの。

次に、その他、一般会計繰入金の1,374万円の増額であります、不足により一般会計から借り入れするものでありまして、この借入金につきましては決算後に精算し、一般会計に返すことになるわけであります。

次に、諸収入の72万2,000円の増額であります、第三者納付金、交通事故による医療費を保険会社に請求し、納付されたもの。返納金につきましては、不当利得に伴う個人からの返納金であるわけであります。

次に、歳出であります、総務費、総務管理費の66万円の減額であります、一般管理給与費の85万8,000円の減額及び総務管理事業の19万8,000円の増額補正によるものでございます。

次に、保険給付費の総額3,078万3,000円の増額であります、その内訳といたしまして生活習慣病の増額が主な原因と思われる心臓疾患の増加により、退職被保険者等療養給付費2,680万2,000円の増額、退職被保険者等療養費の33万6,000円の増額、一般被保険者高額療養費の125万5,000円の増額、また出産育児一時金の210万円の増額、葬祭費の29万円の増額補正であります。また、一般被保険者給付費及び療養給付費、退職被保険者高額療養費につきましては、財源補正であります。

次に、老人保健拠出金及び介護納付金につきましては、財源補正であります。

次に、共同事業拠出金の高額医療費共同事業医療費拠出金の155万1,000円の減額及び保険財政共同安定化事業拠出金の619万5,000円の減額補正につきましては、確定に基づくものであります。

保健事業費の保健衛生普及事業10万6,000円の増額ですが、医療費通知等、通信運搬費による不足が生じたものの計上であります。

以上で提案理由の説明とさせていただきますが、慎重ご審議の上、ご議決賜りますよう

お願いを申し上げる次第であります。

〔以下、上程中の議案について

助役 山下精治君補足説明〕

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第19号 平成18年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 町長提出議案第20号 平成18年度上里町介護保険特別会計補正予算  
（第4号）について

議長（小暮敏美君） 日程第26、町長提出議案第20号 平成18年度上里町介護保  
険特別会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） ご提案申し上げました議案第20号 平成18年度上里町介護保  
険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、198万5,000円を追加し、総額で10億2,786万1,000  
円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、国庫支出金の国庫補助金で147万6,000円、町から  
の繰入金で事務費分といたしまして50万9,000円の増額計上されているものでござ

います。

次に、歳出につきましては、介護保険電算システム改修に伴い、総務管理事業の委託料 198万5,000円を計上いたしたものであります。なお、この事業は医療保険制度改正に伴うシステム改修事業として、保険料の特別徴収にかかわる改修が主なものとされています。改修システムの全体の内容が示されるのが年度末になるため、システムの開発が平成19年度半ばの見込みになりますので、繰越明許のお願いをさせていただきます。また、地域包括支援センターで行っている介護支援事業計画の件数を当初、介護給付費計画の推計値2,800件で見込み、一般会計の歳入、介護予防サービス計画費1,420万円を計上いたしましたが、平成18年4月1日に介護保険制度改正により、要支援認定者が経過的要介護者となり、介護給付費の請求に移行され、新たな要支援の1と2に認定された方に対して、地域包括支援センターの事業となったことにより、年間981件のサービス計画が見込まれるため、一般会計の諸収入986万8,000円の減額。それから、支出においては介護保険予防マネジメント委託料430万3,000円を減額補正したものでございます。

以上が提案理由の説明でございます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

〔以下、上程中の議案について

助役 山下精治君補足説明〕

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第20号 平成18年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小暮敏美君） 暫時休憩いたします。

再開は２時３５分からいたします。

午後２時２１分休憩

午後２時４３分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第２７ 町長提出議案第２１号 平成１８年度上里町老人保健特別会計補正予算  
（第３号）について

議長（小暮敏美君） 日程第２７、町長提出議案第２１号 平成１８年度上里町老人保健特別会計補正予算（第３号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） ご提案申し上げました議案第２１号 平成１８年度上里町老人保健特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

平成１８年度上里町老人保健特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによるものであります。今回の補正は、交付金変更決定額通知により、それぞれの額を増額し、財源補正するものであります。歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第１表 歳入予算補正」によるものであります。

今回の補正予算でありますけれども、社会保険支払基金変更決定額通知により、１，６１４万４，０００円を増額するものであります。

次に、国庫支出金、国庫負担金で変更交付決定額通知により６，００２万８，０００円を減額するものでございます。

次に、県支出金、県負担金で変更交付額確定通知によりまして、１７３万２，０００円を減額するものでございます。

次に、繰入金、他会計繰入金４，５６１万４，０００円を医療費分と事務費分、いずれも財源補正で計上させていただいたものでございます。

慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

〔以下、上程中の議案について

助役 山下精治君補足説明〕

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 21 号 平成 18 年度上里町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 28 町長提出議案第 22 号 平成 18 年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）について

議長（小暮敏美君） 日程第 28、町長提出議案第 22 号 平成 18 年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 議案第 22 号 平成 18 年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものであります。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,346 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,283 万 9,000 円とするものであります。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページをお願い申し上げたいと思いますが、今回の補正予算につきましては歳入歳出それぞれ2,346万4,000円を増額し、総額で8,283万9,000円とするものであります。歳入につきましては、負担金といたしまして、一般保留地の公売及び随意契約による保留地処分ができ得ることによりまして、1,074万8,000円を増額し、4,449万8,000円とし、繰越金については前年度繰越金の確定により1,271万6,000円を増額し、3,833万円とするものであります。

歳出につきましては、繰出金として2,346万4,000円の一般会計への繰り出しをするものであります。一般会計繰出金につきましては、今年度予定をしておりました公売による保留地処分ができたことにより、保留地処分金1,074万8,000円、それから歳入増による繰越金を歳入に算入して、一般会計へ繰り出しをしたものであります。

以上が提案理由の内容でございますので、慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

〔以下、上程中の議案について

助役 山下精治君補足説明〕

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） このたびの補正によって、保留地処分として1,074万円が入り、繰り越しとして2,346万円、要するに特別会計として2,346万円の収入があったわけですが、それを一般会計に繰り出すという内容ですが、前々から駅南区画整理事業については進捗しないのではないかと、事業が遅れているのではないかと、という声が非常に多いわけですが、その内容としてなかなか地権者との交渉がうまくいっていないという話があったわけですが、聞くところによると地権者との交渉も進展したという話もありますし、また前々から指摘されております公園用地が整備されないで、残土置き場になっている。駅のそばであり、町の中心でもある中で、公園の整備が進まないから、駅のそばなのに公園が整備されないで、残土置き場になって、町の顔がきれいではない。だから、処分地も売れないのではないかと、という話もあるわけですが、この補正予算でいくと2,346万円を一般会計に戻すという補正であります。この区画

整理事業は遅れているわけですがけれども、どういうふうに残された期限内に整備をしているのか、その辺の考えをお聞きしたいわけです。

議長（小暮敏美君） まち整備課長。

〔まち整備課長 赤見省三君発言〕

まち整備課長（赤見省三君） ただいまのご質問ですがけれども、今のご質問の内容でございますと、今回、期間が平成20年度まででございます。ですから、平成21年3月31日までが今の期限ということでございます。その中でどのように進めていくかということだと思っておりますけれども、先ほど議員もおっしゃられましたように、用地交渉で相手があることですので、非常に難しい部分はあるのですが、今年度、いろいろな方と交渉を持たせていただいた結果、かなりいい感触を得ております。契約につきましては、平成18年度に1件させていただいている部分もありますし、またお話し合いをさせていただいて非常にいい感触を持っている部分もあります。それにつきましては、平成19年度予算で対応させていただくという考え方をしております。

それと、公園用地に残土が山になっていて、町の顔としてもっと整備をしるということだと思っておりますけれども、その残土につきましては平成19年度、役場のすぐ南の所が全部了解をいただきましたので、ここを整備する予定になっております。その中で、低い所は40センチメートルぐらい低いものですから、そこへ20センチメートルから40センチメートル程度の盛り土をする予定になっておりますので、今、公園用地にストックしてある残土については、今のところ全部持ってくる予定でおります。ですから、来年度事業の中で公園用地もきれいになると思っております。また、公園の整備とは別の話ですがけれども、今の公園用地の残土につきましては、来年度に対応できると理解しております。ですから、あと2年の期間の中で、我々とすれば一生懸命努力をしているわけですがけれども、何せ用地交渉ですので、相手方の意向がございますので、その辺のところは十分加味しながら、これからもより一層努力してまいりたいと考えております。形的には、来年度はかなり見えてくると思っております。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 22 号 平成 18 年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 29 町長提出議案第 23 号 平成 18 年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

議長（小暮敏美君） 日程第 29、町長提出議案第 23 号 平成 18 年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 議案第 23 号 平成 18 年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

平成 18 年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものであります。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 766 万 9,000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 3,441 万 8,000 円とするものであります。2 項でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。次に、第 2 条、地方債の補正でございますが、「第 2 表 地方債の補正」によるものでございます。次に、第 3 条、繰越明許費でございますが、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第 3 表 繰越明許費」によるものでございます。

2 ページでございますけれども、第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。2 款の繰入金でございますが、補正前の額 1 億 7,902 万 6,000 円から補正額 19 万 9,000 円を減額いたしまして、補正後の額 1 億 7,882 万 7,000 円とするものでござい

ます。次に、4款の諸収入でございますが、補正前の額781万3,000円に補正額53万円を増額いたしまして、補正後の額834万3,000円とするものでございます。次に、5款の町債であります。補正前の額4億1,350万円から補正額800万円を減額いたしまして、補正後の額4億550万円とするものでございます。歳入合計につきましては、補正前の額の7億4,208万7,000円に対しまして、補正額766万9,000円を減額いたしまして、7億3,441万8,000円とするものでございます。

次に、歳出でございますが、事業費でございますけれども、補正前の額5億8,099万2,000円から補正額766万9,000円を減額いたしまして、5億7,332万3,000円とするものでございます。事業内容につきましては、説明書3ページを見ていただきたいと存じますが、3の歳出でございますけれども、事業費の19の負担金補助及び交付金でございますが、流域下水道建設負担金793万3,000円の減額でございます。県派遣職員の負担金26万4,000円の増額となっていることによるものでございます。第1表に戻りますけれども、歳出合計は補正予算額7億4,208万7,000円に対しまして、補正額766万9,000円を減額いたしまして、7億3,441万8,000円とするものでございます。

次に、3ページでございますけれども、第2表の地方債補正でございますが、補正前の限度額は4億1,350万円に対しまして、補正額800万円を減額いたしまして、限度額4億550万円にするものでございます。このことにつきましては、流域下水道建設負担金793万3,000円の減額によるものでございます。起債の目的につきましては、公共下水道事業に資するものでございます。起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行、利率につきましては4%以内ということで起債をさせていただいているところでございます。償還方法については、記載のとおりでございます。

次に、4ページでございますけれども、第3表、繰越明許費でございますが、公共下水道建設事業污水管渠築造工事8,919万円を翌年度に繰り越すものでございます。このことにつきましては、公共下水道事業管渠築造工事は交付金事業でありまして、認可計画の管線の最下流部に位置するため、污水管の埋設が深くなることから、推進工法を採用しておるところでございます。また、施工箇所は道路幅員の狭い市街地であり、長期間にわたる交通規制が伴う道路占用工事でございます。道路管理者、交通管理者等の事前協議に多くの時間を要し、条件、指導等を反映して工事内容を修正したために工事の発注が遅れを生じたため、年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許をするものでございます。

このことにつきましては、追加議案で工事の請負契約をさせていただきわけございまして、それに伴ってその限度額を繰越明許させていただきということでございます。場所は、旧中仙道の小沼さんのところから、布川さんの方にやっているわけでありましてけれども、今度はそのところから逆に御陣場川の下をくぐって、神保原・本郷線のところに来るところまでであるという工事でありますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上で平成18年度上里町公共下水道特別会計補正予算の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

〔以下、上程中の議案について

助役 山下精治君補足説明〕

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 流域下水道建設負担金の減額補正の理由を聞き漏らしてしまったかもしれないのですが、どういうことで減額補正になっているのか。教えていただければと思うのですが、お願いいたします。

議長（小暮敏美君） 下水道課長。

〔下水道課長 渋沢秀実君発言〕

下水道課長（渋沢秀実君） この流域下水道の負担金でございますが、予算的に計上したのですが、決定額というか、組合の方で事業の推進に応じて、最終的に年度内で算出しまして、その請求が減ということになりました。

以上です。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 当初予算で見込んでいた分だけの工事が進まなかったという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（小暮敏美君） 下水道課長。

〔下水道課長 渋沢秀実君発言〕

下水道課長（渋沢秀実君） これにつきましては、流域下水道の方でやっているものがございますが、ただいま工事等を発注もしていることですし、多分、入札落ちとか、そう

いう形ではないかと思えます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 23 号 平成 18 年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 30 町長提出議案第 24 号 平成 18 年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議長（小暮敏美君） 日程第 30、町長提出議案第 24 号 平成 18 年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 議案第 24 号 平成 18 年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明を申し上げます。

平成 18 年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものであります。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 100 万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,670 万円とするものでございます。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2 ページでございますが、第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。3 款の繰入金で

ざいますが、補正前の額1,469万3,000円から補正額147万3,000円を減額いたしまして、補正後の額1,322万円とするものでございます。次に、繰越金でございますが、補正前の額50万円に補正額47万3,000円を増額いたしまして、補正後の額を97万3,000円とするものでございます。歳入合計につきましては、補正前の額1,770万円に対しまして、補正額100万円を減額いたしまして、1,670万円とするものでございます。

次に、歳出でございますが、事業費でございますけれども、補正前の額1,450万4,000円から補正額100万円を減額いたしまして、1,350万4,000円とするものでございます。事業内容につきましては、説明書3ページを見ていただきたいと存じますが、節の11需用費の100万円の減額でございます、修繕料でございます。このことにつきましては、処理施設の維持管理をしているところでありますが、現在のところ設備機器等の修繕の必要がないため、減額するものでございます。第1表に戻っていただきたいと思いますが、歳出合計は補正前の額1,770万円に対しまして、補正額100万円を減額いたしまして、1,670万円とするものでございます。

以上で議案第24号 平成18年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

〔以下、上程中の議案について

助役 山下精治君補足説明〕

議長(小暮敏美君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

11番桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番(桜井 彪君) 1つだけお伺いします。

集落排水の加入の進行状況、何%ぐらいまでいっておられるか、わかりましたらお願いします。それと、もう1つ、修繕費がマイナスになっていきますけれども、当然、それだけ稼働が悪いのだと思うのですけれども、その辺を含めて当初の加入予定に対して、今の実績はどのくらいいっているのか、教えていただきたいと思います。

議長(小暮敏美君) 下水道課長。

〔下水道課長 渋沢秀実君発言〕

下水道課長（渋沢秀実君） 集落排水の加入でございますが、上郷、久保合わせて12月末現在で87世帯でございます。加入世帯につきましては68世帯、加入率78.2%でございます。

それから、修繕の関係でございますが、稼働率が悪いというのではなくて、維持管理を委託して管理してもらっていますが、よく整備していただきまして、今のところ修繕等は必要ないだろうということで減額させていただきました。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第24号 平成18年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 町長提出議案第25号 平成18年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）について

議長（小暮敏美君） 日程第31、町長提出議案第25号 平成18年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 議案第25号 平成18年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）について。第1条であります。平成18年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第2条関係でありますけれども、平成18年度上里町水道事業会計予算第4条本文括弧書中、資本金収入額が資本金支出額に対し不足する額

「2億2,391万6,000円」を「7億2,391万6,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「2億2,028万7,000円」を「7億2,028万7,000円」と改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

科目でございますけれども、予定額を次のとおり補正をするということでございます。現計予算に対しまして5億円を増額いたしまして、7億4,291万6,000円とするものでございます。第3項の貸付金でございますが、次からが説明書及び附属資料となっております。2ページの実施計画については、5ページに詳細がありますのでごらんをいただきたいと思っております。説明いたしますが、資本的収入及び支出であります。一般会計貸付金の5億円です。会計課より、年度末の資金不足が生ずるということで、関係課と協議の上、計上したものでございます。2ページに戻りますが、資金の計画書、3ページが貸借対照表でございます。(3)の投資、長期貸付金5億円を記載させて頂いているわけです。

以上で説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

〔以下、上程中の議案について

助役 山下精治君補足説明〕

議長(小暮敏美君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

11番桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番(桜井 彪君) 2つほどお伺いします。

3ページの固定資産の有形固定資産、この中でへの部分の工具器具及び備品のところの減価償却が微々たるものになってきたわけです。ということは、そろそろ内容が切れてきているのだらうと思うのですけれども、その辺の細部について、どういう工具なり、備品がどのくらいあって、そのうち何点ぐらいが299万5,110円を残すだけになったのか、その辺がわかりましたら、これは後日で結構です。調べて、教えていただきたいと思っております。

それから、もう1点は前々から水道会計で、余剰金の5の項目の中で受贈財産評価額、要するに12組合から受けた管に変えなければならない部分の管がいっぱいあると思うのです。ですから、その辺のことは世の中でガス管とか、いろいろなものの事故が起きてお

りますけれども、経年の管の寿命が何年なのか、どのくらい持つのかということは、これはほかのところから受けた財産ですからわからないと思うのです。ですから、その辺の調査はどうされているのか。メートル数にしても相当あると思うのです。そのメートル数に対してどういう考え方で、今後、この部分进行处理していくのか。これを直すということは、莫大な金額になろうと思うのです。その辺についてどうお考えでしょうか。

議長（小暮敏美君） 水道課長。

〔水道課長 久保 勉君発言〕

水道課長（久保 勉君） 先ほど言いました固定資産の減価償却の細かいものは手元にございませんで、後ほどご提示したいと思います。

受贈財産は、当時の組合水道であるとか、町の水道からいただいたもの、ほかに開発等で道路に入れたものをそのままいただいているもの等といろいろございまして、これにつきましても第4条予算の資本的収入で毎年8,000万円から1億円程度の工事を行いまして、石綿管であるとか、老朽管の対応をしております。すぐに全部を取りかえるというわけではございませんけれども、老朽管の対策を年間1億円程度で順次進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） 11番桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） 昨年も今と同じ回答を聞いたのですけれども、平成18年度でどの程度進行しているのか。例えば、1メートル進んだとか、あるいは3メートル進んだとか、あるいは100メートル進んだということで、もしその内容がわかりましたら、もとのメートル数、それからそれに対して平成18年度末でどこまで進むのか、これだけを教えていただきたいのです。そうしませんと、後で聞くときにそのメートル数がどうなっているのかということもわかりませんし、後日で結構ですので、それも調べていただきたいと思えます。

以上です。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第25号 平成18年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（小暮敏美君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時25分散会